

金融商品会計に関する一考察

—公正価値測定と債券の分類を中心として—

紺 野 卓

1. はじめに

2007年の米国のサブプライムローン問題に端を発した金融不安は、2008年に入りその範囲を広げ、世界に名だたる大手金融機関であったリーマンブラザーズ証券の破たん象徴されるように、ついには「100年に一度」とも形容される世界金融危機へと発展していった。

その後、この「世界金融危機」からいち早く立ち直った中国など新興国の経済成長により、徐々に各国の経済も取り戻しつつある中、ここに来てギリシャの財政危機の問題がまたにわかにクローズアップされることとなり、その影響が懸念される事態となっている。

「世界金融危機」では、特に金融危機の発生源である米国を筆頭に、各国政府は軒並み金融機関への資金拠出を相次いで表明するなど対応が慌ただしくなされた。

例えば米国では、2008年10月1日に上院を、同月3日に下院を通過し、同日にブッシュ大統領（当時）が署名し成立した「緊急経済安定化法（Emergency Economic Stabilization Act of 2008）」により、金融機関の保有する不良資産を最大7000億ドルまで買い取ることができる法案が制定されたのである。

またこれら資金拠出という対応とは別に、金融機関の中でも特に銀行については、その保有する有価証券の含み損により、自己資本比率が著しく低下し、貸し渋りなど実体経済に重大な影響を及ぼす可能性があるとして、各国の会計基準設定主体が歩調を合わせる形で緊急避難的な対応が模索されることとなった。

今般のギリシャの財政危機においても、EU加盟各国およびIMFはギリシャに対する巨額の財政支援を余儀なくされている。IMFが公表するデータでは、2010年以降の3カ年計画で、EU域内の国々の負担額が800億ユーロ、IMFの負担額が300億ユーロの合わせて1100億ユーロの拠出が予定されているとしており、実際に2010年以降数度にわたる財政支援がこれまでに行われてきている⁽¹⁾。

また同時に今度のギリシャ危機においても、先般の世界金融危機で見られたような会計基準変更による対応も模索されているようである。

2011年7月1日、国際会計基準審議会（以下、IASB）の新議長に就任したハンス・フーヘルフォルスト氏は⁽²⁾、「新しい会計基準はギリシャの痛みを和らげるだろう」とし、国際財務報告基準（以下、IFRS）9号の早期採用をECに促したとされている⁽³⁾。

(1) <http://www.imf.org/external/np/exr/faq/greecefaqs.htm#q18>

(2) <http://www.ifrs.org/News/Features/welcome+Chairman+IASB.htm>

同氏は、世界金融危機当時、オランダ金融市場当局（AFM）の議長であったこともあり、金融の安定という観点で会計を考えていることが伺える。

(3) <http://www.reuters.com/article/2011/07/05/us-accounting-idUSTRE7643WU20110705>

またこの報道では、ハンス・フーヘルフォルスト氏がIASB議長に就任した際の最初のスピーチにも言及しているが、そこでは

「たった今、ギリシャ国債のほとんどは売買目的保有である。もしそれを減損するならば現在の市場価格で減損しなければならない。もしもそれがIFRS 9号が可能にしているような償却原価であるならば、いくつかの種類の判断が可能となるだろう」

との見解が示されている。

世界金融危機当時もそうであったが、IASBおよび米国財務会計基準審議会（以下、FASB）、そして我が国の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、企業が保有する債券の損失先送りを可能とする緊急避難的な会計基準を採用しているが、同氏がギリシャ危機で言及するIFRS 9号は、まさに当時の緊急避難的な会計基準の延長線上にある会計基準とみなすことができるのである。

本基準は有価証券の分類をたやすく変更できるという点において、会計方針の「継続性」という観点で疑義が残るものといえる。また「会計」の重要な役割でもある「正しい経営成績および財政状態を示す」という観点からも疑念が生じるのである。

本稿では、世界金融危機においてとられた対応（特に我が国の対応を中心に）をレビューし、その延長線上の会計基準と考えられるIFRS 9号について検討するとともに、それら基準を策定する会計基準設定主体に求められる正統性についても検討していくことを目的としている。

2. 金融商品会計基準

2-1. 世界金融危機以降（日本）

我が国の場合、有価証券を含む金融商品の評価については、ASBJの企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」）、および日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「金融商品実務指針」）等に基づいて行われている。これら基準の中身を検討するならば、大部分は国際的な会計基準、すなわちIASBの策定するIFRSおよびFASBが策定する米国会計基準（以下、FAS）と歩調を合わせる形で、後追いの基準設定がなされてきたものと解することができる。

そのような中、世界金融危機の発生源でもある米国においては、2008年9月30日に、米国証券取引委員会（SEC）スタッフとFASBスタッフにより、FAS第157号「公正価値測定」に関する明確化のプレスリリース⁽⁴⁾が公表され、さらに10月10日には、FASBスタッフ意見書（FSP）No.FAS157-3「市場が活発ではない場合における金融資産の公正価値の決定」⁽⁵⁾が公表されている。

これを受けて我が国のASBJも2008年10月16日には、実務対応報告公開草案第28号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い（案）」⁽⁶⁾を公表、10月23日までのわずか1週間を期限としてコメントの受付を開始し、その5日後の10月28日には実務対応報告第

(4) <http://www.fasb.org/news/2008-FairValue.pdf>

(5) http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas157-3.pdf

(6) 本公開草案の公表が「最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物との関係」を理由としている旨、言及している。しかしながら現在は、ASBJのホームページから削除されている。

25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（以下、「時価算定取扱い」⁽⁷⁾）を公表している。

またIASBが、2008年10月13日に国際会計基準（以下、IAS）39号とIFRS7号を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」⁽⁸⁾を公表したことに伴い、ASBJは11月13日、実務対応報告公開草案第29号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」を公表、11月28日までを期限としてコメントの受付を行い、2008年12月5日には、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」⁽⁹⁾（以下、「保有目的区分取扱い」）を公表している（2010年3月31日廃止）⁽¹⁰⁾。

国際的な会計基準と歩調を合わせるために急ぎ策定された「時価算定取扱い」と「保有目的区分取扱い」という2つの実務対応報告について、これらがどのような基準であったのか改めて検討してみたい。

2-2. 「時価算定取扱い」および「保有目的区分取扱い」についての概要

2-2-1. 「時価算定取扱い」について（下線は筆者による）

「時価算定取扱い」は、基本的に日本公認会計士協会の金融商品実務指針に言及する形で、以下のような指針を示している。

(1) 時価の概念について

時価とは、「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下、市場価格）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」とされている（金融商品会計基準第6項）。

この際、時価は、「取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」（金融商品実務指針第47項）であり、その概念は、主に次の点を基礎としている。

- ① 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特徴を理解していなければならない。
- ② 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。
- ③ 金融資産の公正な評価額は、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュフローとして受け取る価額又は支払う価額である。
- ④ 金融資産の公正な評価額は、まず基本的には「市場価格」である。当該金融資産が、取引が活発でかつ流動性の高い市場において取引されている場合には、その市場の市場価格が公正な評価額の最適な根拠を提供しているからである。しかし、市場における取引が活発でないため又は市場が十分に確立・整備されていないために、市場価格

(7) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/fairvalue/fairvalue.pdf

(8) <http://www.iasb.org/News/Press+Releases/IASB+amendments+permit+reclassification+of+financial+instruments.htm>

(9) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/reclassification2/reclassification2.pdf

(10) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/misc/saiken/saiken_hoyu.pdf

は金融資産の公正な評価額を示していないことがある。このような場合のほか、市場価格があっても入手不可能な場合、さらに、市場価格がない場合であっても、本報告が示す要件を満たす限り、「合理的に算定された価額」も公正な評価額に含まれる（金融商品実務指針第256項）。

(2) 市場価格とその他の時価との関係について

金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として、市場価格に基づく価額を付すこととなる（金融商品実務指針第48項）。これは、金融資産の取引が活発に行われている市場における市場価格は、当該金融資産の公正な評価額を示していると考えられることによる。

しかしながら、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」（金融商品実務指針第53項②）や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による」こととなる（金融商品実務指針第54項）。

また前述のとおり、取引の当事者は金融資産の特性を理解していることが公正な評価額を算定する基礎の一つであるとされており、「取引当事者の一方である企業の経営者は公正な評価額を構成する合理的に算定された価額を算定することが期待されている」ため、「市場価格がない場合の時価の算定は、まず企業の経営者の合理的な見積りによることを原則とする」こととされている（金融商品実務指針第259項）。

(3) 経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合

経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、以下のような方法で算定された価額をいう。

① 「取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法」

この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

② 「対象金融資産から発生する将来キャッシュフローを割り引いて現在価値を算定する方法」

この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

③ 「一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法」

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない（金融商品実務指針第54項）。

(4) 「時価算定取扱い」の概略

以上(1)～(3)をまとめるなら、金融資産が市場で取引され、そこで成立する価格があれば、原則としてその価格を時価として使用することを求めている。しかしながら「取引

所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」(金融商品実務指針第53項②)については、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による」(金融商品実務指針第54項)としている。また同指針ではこの経営者の合理的な見積もりについて次の3つの方法が例示されている。

1. 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法
 2. 対象金融商品から発生する将来キャッシュフローを割り引いて現在価値を算定する方法
 3. 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルを使用する方法
- つまり「売買事例が極めて少ない」という状況においては、時価の判定について極めて主観的な判断を認めているのである。すなわちそこでは「恣意性を排除した合理的なもの」であることを繰り返し強調はしているものの、経営者による時価の判定についての幅広い裁量を認めたものと理解することができるのである。

これによるなら、例えば発行体の信用が著しく悪化し買い手が見つからない債券などについては、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」(金融商品実務指針第53項)ともなりうるわけで、市場価格ではなく経営者の合理的な見積りにより時価を付すことも可能となるのである。

2-2-2. 「保有目的区分取扱い」について (2010年3月31日廃止)

「保有目的区分取扱い」の冒頭では、本取扱いの目的が述べられているが、そこでは「我が国における「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している」としている。

しかしながらそれに併せて、世界金融危機による金融市場の混乱を受け、IASBが金融商品についての基準改正を行った事を受けて、ASBJもこの「保有目的区分取扱い」を公表するにいたった、とも述べている。

この基準では、企業が保有する債券について、「その他有価証券」および「売買目的有価証券」から「満期保有目的債券」へと貸借対照表上におけるその分類の変更が可能となる。

ところで金融商品実務指針第80項では、「有価証券の保有区分は、正当な理由なく変更することはできない。保有目的区分の変更が認められるのは、以下の場合に限られる」として次の4つのケースを挙げている。

- ① 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有区分を変更する場合
- ② 本報告により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
- ③ 株式の追加取得又は売却により持分比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合
- ④ 法令又は基準等の改正又は適用により保有目的区分を変更する場合

しかしながら、今般の緊急避難的対応については、この①～④のいずれでもないことが、

「保有目的区分取扱い13項」で確認することができる。

そこでは「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには金融商品実務指針の定めに関わらず、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができることとする」としている（下線は筆者による）。

次節で検討するが、つまり「保有目的区分取扱い」では、実務対応報告という ASBJ が策定する会計基準の中でも最も低い位置づけにも関わらず、極めて異例な形で、「保有目的を取得後に変更することは認めない」ことを原則とする金融商品会計基準および金融商品実務指針の内容についての変更を取り決めようとしたのである。

2-2-3. ASBJ による企業会計基準の設定

ASBJ は会計基準等の開発・公表の手続きについて、次の三つのカテゴリー区分で、それぞれデュープロセスを経て公表するとしている⁽¹¹⁾。

- ① 企業会計基準……………会計処理及び開示の基本となるルール
- ② 企業会計基準適用指針…基準の解釈や基準を実務に適用するときの指針
- ③ 実務対応報告……………基準がない分野についての当面の取扱いや、緊急性のある分野についての実務上の取扱い、等

世界金融危機における当時の我が国での対応、すなわち実務対応報告における「時価算定取扱い」および「保有目的区分取扱い」については、上記③の中の「緊急性のある分野についての実務上の取り扱い」としての分類と推定できる。

ところでこの ASBJ が策定する実務対応報告は、一体どの程度の規範性があるのか、すなわち「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」にあたるのかどうか、ここで改めて検討をしてみる必要がある。

「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」にあたりと解されるものについては、企業会計審議会が公表した企業会計の基準、および ASBJ が開発・公表した企業会計基準のうち金融庁の事務ガイドラインにおいて認知されたもの、および企業会計審議会が公表した企業会計の基準による委任に基づいて日本公認会計士協会が策定した実務指針⁽¹²⁾などを挙げることができる。

これに対して実務対応報告は、一般に公正妥当と認められる限りにおいては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の一つにあたりと解することも可能な場合があるとされており⁽¹³⁾、その規範性を非常に限定的に捉える考え方が示されている。

また「一般に公正妥当と認められる」ためには、会計基準の実質的な内容ではなく、「会計基準については、その開発・設定・公表などがデュープロセスによっているか、会計基準の正統性が認められるのかどうかに懸かっているという解釈の余地が全くないとは

(11) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/asbj/commitment/procedure.pdf

(12) 弥永真生「コンパージュンスと重要—金融商品取引法・会社法の観点から」『企業会計』第60巻4号、2008年4月、61頁。

(13) 前掲注(11)62頁。

いけない⁽¹⁴⁾という、理論的にも、その手続きにおいても極めて首尾一貫したルールに則って基準が策定されているかどうかを重視する考え方が存在している。

これによるなら、説得力のあるその内容と社会が納得できるようなルール策定のプロセスが自ずと求められることになる。果たして当時行われた緊急避難的な実務対応報告が、社会が納得できるようなデュープロセスに拠っていたか、あるいはその内容が会計の目的観と合致していたかについては大変疑わしいと言わざるを得ない。

まずは当時の会計基準設定までのそのプロセスだが、ASBJによるテーマ設定から、あるいは非常に短期間でのコメント募集期間など、すでに結果が決まっているものに対しての極めて形式的なプロセスであったようである。

また基準そのものの内容についてもその問題点を指摘することができる。まずは時価の算定について極めて曖昧な「経営者の判断」による測定が可能となっている点、そして債券の保有目的区分の変更が可能となることにより、損失の先延ばしも可能となる点である。さらには会計基準内の整合性という点でもその問題点を指摘することができる。金融商品実務指針の第69項「満期保有目的の債券の要件」では、「満期まで所有する意図をもって保有する」とは、「企業が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう」としている。そこでは「意思」のみならず、満期まで持つその「能力」が必要とされているのである⁽¹⁵⁾。

当時の状況を振り返るなら、仮に満期保有目的債券に分類変更できたとしても、実際には満期まで保有しない、あるいは財政的な事情で満期まで保有できない、謂わば「満期まで保有する能力」について疑われる会社が多かったというのが実態だったのである。

3. 国際財務報告基準 (IFRS)

3-1. IAS39号 (現行基準)

IFRSの金融商品に関する主要な基準としては、「認識と測定」を規定するIAS39号、「表示」を規定するIAS32号、「開示」を規定するIFRS7号があり、それらが相互補完しあいながら金融商品についての全体を規定している⁽¹⁶⁾。

本稿では特に「測定」を対象としているため、IAS39号について以下で概観していく。

3-1-1. 金融商品の分類

IAS39号は、金融商品を以下の(1)~(4)の4つに分類している (IAS39.9)

- (1) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債 (financial assets/liabilities at fair value through profit and loss : 以下, FVTPL:)

この区分では、売買目的保有に分類されるもの (短期間の売買益を目的とするものおよびデリバティブ契約) と当初認識時に公正価値オプションを適用する資産・負債が含まれる。

- (2) 満期保有投資 (held-to-maturity investments : 以下, HTM)

この区分では、支払額が確定または決定可能で、かつ確定した満期がある金融資産の

(14) 弥永真生「会計基準の会社法における受容」『会計』第171巻3号、2007年3月、360~361頁

(15) http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/toshin_dl.php?id=6703

(16) 橋本尚・山田義隆著『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社、2009年、165~170頁。

うち（デリバティブ商品を除く）、企業が満期まで保有する意思と能力を有するものが含まれる。ただし、公正価値オプションによる指定がなされたもの、売却可能として指定されたもの、貸付金および債権の定義を満たすものを除く。

(3) 貸付金および債権 (loans and receivables：以下、L&R)

この区分では、支払額が確定または決定可能なデリバティブ商品以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格が入手出来ないものが含まれる（具体的には、売掛金・未収入金・貸付金等）。ただし、短期間の売買を意図するもの、公正価値オプションの指定がなされたもの、および、当初の投資のほとんどを回収できない可能性があり、(4)の売却可能として分類すべきものを除く。

(4) 売却可能金融資産 (available-for-sale financial assets：以下、AFS)

この区分では、デリバティブ商品以外の金融資産のうち、上記の(1)～(3)のいずれにも分類されないものすべてが含まれる。

3-1-2. 金融商品の認識と測定

上記(1)～(4)の金融商品については、企業は契約当事者となった時点で（当初認識）、金融資産または金融負債を認識しなければならないとされている（IAS39.14）。この場合の認識時点としては取引（約定）日と決済（受渡）日基準があるが、いずれかの方法を一貫して適用する限り、どちらの方法も認められている（IAS39.38）。また当初認識時には、金融商品は「公正価値」で測定されることになる（IAS39.43）。

その後の当初認識後の測定では、以下のように取り扱われる（IAS39.46,55,56）。

分類	当初認識後の測定
(1) FVTPL	公正価値
(2) HTM	実効金利法による償却原価
(3) L&R	実効金利法による償却原価
(4) AFS	公正価値

3-1-3. 金融資産の減損

企業は期末日ごとに金融資産が減損している客観的な証拠があるかどうかを検討する必要がある（IAS39.58）。減損の客観的な証拠としては次のものが含まれる（下線は筆者による）。

- (1) 発行体または債務者の重大な財政的な困窮
- (2) 利払いまたは元本返済の不履行または遅滞などの契約条項違反
- (3) 債務者の財政難に関連した経済的または法的理由による債権者からの譲歩条件の提示
- (4) 債務者が破産またはその他の財務上の再編を申し立てる可能性が高くなったこと
- (5) 財政的な困窮に起因する当該金融資産の活発な市場の消滅
- (6) 金融資産グループからの見積将来キャッシュフローが全体として落ち込んでいることを示す観察可能なデータ

(7) 持分金融商品については、

- ・発行体が事業を営んでいる技術環境、市場環境、経済環境、法的環境に生じた重要な不利な変化
- ・公正価値の重要なまたは長期間にわたる下落

以上によるなら、発行体（債務者）の重大な財政的な困窮は当該金融資産が減損している可能性を示す証拠となる。例えば今般のギリシャの財政問題に起因するギリシャ債の信用不安は、金融商品の減損を示す証拠としては十分といえよう。ギリシャ債を金融資産として保有する企業にとっては、当該金融資産をどの分類で保有しているのかにもよるが、減損処理が必要となる場合がでてくることになる。

しかしながら、いかに時価が下落しようが、もしも(2)の HTM に分類されている限りにおいては、時価ではなく償却原価で報告されることになる。

3-1-4. 金融資産の分類変更

IAS39ではこれまでは、金融資産の分類変更を厳しく制限しており、取得後の保有意思と能力に変化があった場合などの限られた場合にのみ AFS と HTM の間の分類変更が認められていた (IAS39.51,54)。また HTM を満期前に売却または分類変更した場合には、罰則規定が適用され、HTM に分類されている残りの投資を他の分類へ変更することが求められるほか、以降2年間は HTM への分類が禁止されていた (IAS39.9,52)。

しかし、世界金融危機の影響を受けた2008年10月の IAS39 の改訂により、また先に変更を行った米国会計基準と同一の解釈となるようにとの趣旨の下で、FVTPL 等の分類変更の制限の緩和が図られた⁽¹⁷⁾。

この結果、短期売買目的で FVTPL に分類された金融資産（デリバティブおよび公正価値オプションを適用したものを除き）についても、当該金融資産が分類変更先の要件を満たす場合に限り、L&R、および HTM、そして AFS への分類変更が可能となっているのである (IAS39.50B, 50D)。

3-2. IFRS 9 号（新基準）

2009年11月、IASB は IAS39 号の分類と測定に関する部分を改訂する IFRS 9 号を公表した。IFRS 9 号では、ここでは特に金融資産について IAS39 号の 4 区分 (FVTPL, HTM, L&R, AFS) を次の 2 区分に変更している。

- (1) 償却原価区分
- (2) 公正価値区分

3-2-1. 金融商品の分類とビジネスモデル

上記(1)償却原価区分については、次の 2 要件を満たした金融資産については、償却原価で測定しなければならないと規定している。

- (a) 企業のビジネスモデルが、契約キャッシュフローを回収するために資産を保有するものであること。

(17) 橋本尚・山田義隆著『IFRS 会計学基本テキスト』中央経済社、2009年、172頁。

(b) 金融資産の契約条件が、ある特定日に、元本及び元本残高に対する金利の支払いのみからなるキャッシュフローを生じるものであること。

また上記(2)の公正価値区分については、償却原価区分の2要件を満たさない金融資産は公正価値区分になる、としている。

これによるなら金融資産を保有する当該企業の「ビジネスモデル」の判定が、金融資産の分類上極めて重要な判断基準となっている。

ところで、ここでのビジネスモデルの判定については、「企業のビジネスモデルが、契約キャッシュフローを回収するために資産を保有するものであること」かどうかの判定を指しており、経営者の意図を意味するものではないため、当該企業の活動実態として、契約キャッシュフローの回収を行っている必要がある、とされている。

3-2-2. 金融資産の分類変更 (IFRS 9号)

金融資産の分類は、当該企業のビジネスモデルに基づいて行われるが、稀ではあると考えられるが、当該企業のビジネスモデルが変更になることがあり得る⁽¹⁸⁾。

例えば、ビジネスモデルが、契約キャッシュフローの回収からキャピタルゲインを含めた保有金融資産のポートフォリオの利益の極大化というモデルに変わるような場合である。

これら再分類の会計処理については、IFRS 9号第5章に規定があるが次のように会計処理することとされている。

- (1) 償却原価区分から公正価値区分に再分類される場合には、再分類日に当該金融資産は公正価値で測定され、簿価と公正価値との差額は、包括利益計算書上、当期純利益の中の独立した項目として表示される。
- (2) 公正価値区分から償却原価区分に再分類される場合には、再分類日の公正価値が当該金融資産の新たな簿価となる。

これに伴い、「開示」を規定するIFRS 7号が改訂され、次の開示が求められる。

- (1) 再分類を行った場合には、①再分類日、②ビジネスモデル変更の詳細な説明およびそれが財務諸表に与える影響の質的な記述、および③それぞれの区分からまたはそれぞれの区分に振り替えられた金額
- (2) 再分類後、償却原価区分とされた金融資産については、認識の中止が行われるまでの間、①再分類日に決定された実効金利および、②認識された受取金利または支払金利の金額

ところで上記IFRS 9号による金融資産の分類変更については、以前のIAS39号（世界金融危機前）にあったような罰則規定が設けられていないため、ビジネスモデルが変更になったという合理的な説明さえ可能であれば、例えば本稿の対象である債券についても、「公正価値区分」から「償却原価区分」へと再分類することも可能となっている。

これを受けASBJも2010年8月16日、「金融商品会計基準の見直しに関する検討状況の整理」⁽¹⁹⁾を公表したが（基準としてはまだ成立していない）、国際会計基準とのコンバージェ

(18) 山田辰巳「IFRS 9号（金融資産の分類と測定）について」『会計・監査ジャーナル』No.656, 2010年3月, 104~110頁。

ンスの一環でもあったため、その内容は IFRS 9 号の内容と同様のものとなっている。

しかしながらももしこの基準が正式に成立することになれば、2010年3月31日に廃止となった「保有目的区分取扱い」は、別の基準の形で復活したとみなすこともできるのである。

ところでこの基準についてだが、もし分類変更が可能となった場合においては、「その分類日を一体いつにするのか」、またもしも市場価格が算定しにくいとされる場合においては「その時価を一体どのように算定するのか」について、経営者の判断の余地が多く、場合によっては金融資産の損失を先延ばしにできるような要素が多分にあるように思われるのである。

4. おわりに

本稿では、世界金融危機から現在に至るまでの金融商品に関する会計基準を概観し、そこでの問題点を検討してきた。その問題の一点目としては、会計基準の設定プロセスをあげることができる。

株式会社を対象とする会社法431条においては「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」とされている。また上場会社等を規制する金融商品取引法との関連での財務諸表等規則1条1項においては、「定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」と規定されている。

この「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」および「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」については、前述のとおり、基準設定主体としての正統性および基準策定のデュープロセス、また理論的にも一貫した基準であることが必要十分な条件と考えられるのである。

我が国における ASBJ (IASB や FASB も同様だが) のような民間団体が策定する基準においては、より慎重な対応と透明性、そして社会に認められる理論的で一貫した基準作りが望まれると考えられるのである。

ところで ASBJ は、平成18年12月28日に、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」⁽²⁰⁾を公表しているが、これは我が国の会計基準の開発のための概念指針を提供することを目的として策定されたもの、とされている。この概念指針自体が現時点で何らかの法的な裏付けを持つということはないものの、少なくとも ASBJ 内において策定する基準については当該指針と整合する形での基準策定がなされているものと推定できる。

前述のように、ASBJ の策定する基準が金融庁の事務ガイドラインにおいて認められることになれば、その基準は正式な基準として成立することになる。その場合には、概念フレームワークを基盤とした演繹的アプローチでもって策定された会計基準が、結果的にはあるが法的な裏付けを持つ基準として成立することになる。これこそが理論的にも正当なプロセスに則った会計基準の策定ということが言えよう。

このような理論的で正当な手続きがある一方で、世界金融危機のような何らかの緊急事

(19) 板橋敦志「金融商品会計基準（金融資産の分類および測定）の見直しに関する検討状況の整理について」『会計・監査ジャーナル』No.664, 2010年11月, 34~39頁。

(20) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/begriff/begriff_20061228.pdf

態が生じた場合や、あるいはどうしても国際的な協調体制を取らなければならない場合において、基準設定主体はどのような対応をするべきなのか検討する必要があるのではないだろうか。

つまり基準設定主体が、緊急事態という名のもとに、自ら正当なデュープロセスを変容させるようであれば、その正統性を社会に認められることはできないと考えられるのである。もしも何らかの緊急性を要するという場合においては、基準設定主体が対応するというのではなく、そこは基準設定主体とは切り離れた形での何らかの対応（例えば、金融庁など行政による直接対応）の方が適切であると考えられるのである。

また問題の二点目としては、金融商品に関する会計基準そのものについてもあげることができる。財務会計の主要な目的は、会計情報の有用性という観点から、利害関係者に対して企業の正しい経営成績・財政状態を示すことである。これに関連して ASBJ の公表する「財務会計の概念フレームワーク」の「本文」の最初にある「会計情報の基本的な特性：意思決定有用性」では次のように述べている。

「財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている」

この意思決定有用性に最も欠かせないのが、「事実のディスクロージャー」であることはいままでもない。金融の安定という名のもとに真実を糊塗するような基準を策定することは本来の会計の目的観からは離れているものといえよう。

今後の導入も予定される IFRS 9 号は、世界金融危機の緊急避難的な会計基準の延長線にある会計基準でもあり、様々な検討課題を含んでいるように思われる。

経済がグローバルである以上、会計もまたグローバルになる必要があり、その国際化は不可避と考えられる。しかしながらいかに国際化が進展しようが、利害関係者に「正しい経営成績および財政状態を示す」という会計の役割は変わるものではないため、そこでは理論的にも整合性を持った、より透明性の高い、また意思決定有用性に資するような会計基準こそが望まれるものと考えられるのである。

[抄 録]

金融商品会計に関する一考察

—公正価値測定と債券の分類を中心として—

A Study on Financial Instruments Accounting

—Focusing on Fair Value Measurements and Classification of Debt Instruments—

紺 野 卓

本稿では、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界金融危機以降の会計基準について取り扱っている。世界金融危機発生当時、我が国の ASBJ、および IASB、FASB は国際的に協調する形で、会計基準の緊急避難的な改定を行っている。

その内容を検討するなら、金融の安定という名のもとに、金融機関が保有する金融商品の含み損をなるべく顕在化させずに、損失の先送りができるような内容であったといえる。

また2010年以降は、ギリシャの財政問題に起因するギリシャ債のデフォルト問題がクローズアップされることとなり、その経済影響が懸念される事態となってきた。ここでも会計上の対応が試みられており、IASB 議長は、EC に対して早期に IFRS 9 号を採用することを促したとされている。

IFRS 9 号の内容は、世界金融危機当時にとられた緊急避難的な会計基準の延長線上にあるものとみなすことができ、損失の先送りも可能な内容となっている。

会計の重要な役割は、正しい事実を利害関係者に開示することであり、会計基準設定主体においては、会計が本来果たすべき役割に沿った形での基準策定が望まれるのである。